

諮問日：令和3年6月4日（諮問第112号）

答申日：令和4年3月9日（答申第107号）

事件名：生活保護変更決定についての審査請求事件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和2年9月23日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定に基づく生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について取消しを求める審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 事案の概要

- 1 平成20年10月1日、処分庁は、審査請求人に対する保護を開始した（乙第2号証）。
- 2 令和2年9月23日、処分庁は、審査請求人に対し、保護の基準の改定に伴い、生活保護法第25条第2項に基づき保護の変更決定（以下「本件処分」という。）を行い（甲第1号証ならびに乙第1号証および乙第4号証）、同年10月1日から保護費の変更を行った。
- 3 令和2年12月4日、審査請求人は、滋賀県知事に対し、令和2年9月23日付けの保護変更決定を取り消すとの裁決を求める審査請求をした。

### 第3 関係する法令等の規定

#### 1 日本国憲法（昭和21年憲法）

##### (1) 第25条

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

#### 2 生活保護法

##### (1) 第1条（この法律の目的）

この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

##### (2) 第3条（最低生活）

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持す

ることができるものでなければならない。

(3) 第4条(保護の補足性)

- 1 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 2 民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- 3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

(4) 第8条(基準及び程度原則)

- 1 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。
- 2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

(5) 第9条(必要即応原則)

保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

(6) 第24条(申請による保護の開始及び変更)

- 1 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。
  - 一 要保護者の氏名及び住所又は居所
  - 二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係
  - 三 保護を受けようとする理由
  - 四 要保護者の資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。)
  - 五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。
- 3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

- い。
- 4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。
  - 5 第三項の通知は、申請のあつた日から十四日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。
  - 6 保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第三項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。
  - 7 保護の申請をしてから三十日以内に第三項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。
  - 8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。
  - 9 第一項から第七項までの規定は、第七条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。
  - 10 保護の開始又は変更の申請は、町村長を経由してすることもできる。町村長は、申請を受け取つたときは、五日以内に、その申請に、要保護者に対する扶養義務者の有無、資産及び収入の状況その他保護に関する決定をするについて参考となるべき事項を記載した書面を添えて、これを保護の実施機関に送付しなければならない。
- (7) 第 25 条（職権による保護の開始及び変更）
- 2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。
- (8) 第 29 条の 2（行政手続法の適用除外）
- この章の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- (9) 第 56 条（不利益変更の禁止）
- 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。
- 3 生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「保護の基準」という。）
    - (1) 本文

- 一 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の基準はそれぞれ別表第1から別表第8までに定めるところによる。
- 二 要保護者に特別の事由があつて、前項の基準によりがたいときは、厚生労働大臣が特別の基準を定める。
- 三 別表第1、別表第3、別表第6及び別表第8の基準額に係る地域の区分は、別表第9に定めるところによる。

市町村の廃置分合、境界変更又は市町村相互間の変更により、当該市町村の地域の級地区分に変更を生ずるときは、厚生労働大臣が別に定める。

(2) 別表第9 地域の級地区分

1 1級地

(2) 1級地—2

次に掲げる市町村

都道府県別	市 町 村 名
滋 賀 県	〇〇〇〇市

(3) 別表第1 生活扶助基準

第1章 基準生活費

1 居宅

(1) 基準生活費の額（月額）

ア 1級地

(イ) 1級地—2

第1類

年齢別	基準額①	基準額②
65歳～69歳	35,980	44,000

第2類

基準額及び加算額		世帯人員別
		1人
基準額①		43,280 円
基準額②		27,690
地区別 冬季加 算額	I区（略）	略
	II区（略）	
	III区（略）	
	IV区（略）	
	V区（略）	
VI区（11月から3月まで）		2,630

(2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。

また、12月の基準生活費の額は、次の算式により算定した額に以下の期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

算式

$$A+B+C$$

算式の符号

A 第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額②を世帯員ごとに合算した額に次の逓減率の表中率②の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額②の合計額（ただし、当該合計額が、第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額①を世帯員ごとに合算した額に次の逓減率の表中率①の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額①の合計額（以下「合計額①」という。）に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、合計額①に0.855を乗じて得た額とする。）

B 次の経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額

C 第2類の表に定める地区別冬季加算額

逓減率

第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額を世帯員ごとに合算した額に乘じる率	世帯人員別
	1人
率①	1.0000
率②	1.0000

経過的加算額（月額）

(ア) 1級地

1級地—2

年齢別	世帯人員別
	1人
65歳～69歳	1,900 円

イ 第2類の表におけるI区からVI区までの区分は次の表に定めるところによる。

地区別	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他の 都府県

#### 4 行政手続法（平成5年法律第88号）

##### (1) 第2条（定義）

四 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分

ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ハ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

ニ 許認可等の効力を失わせる処分であつて、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があつたことを理由としてされるもの

##### (2) 第14条（不利益処分の理由の提示）

1 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 （省略）

3 不利益処分を書面でするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

#### 第4 審理関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

###### (1) 審査請求の趣旨

〇〇〇〇市福祉事務所長の令和2年9月23日付けの審査請求人に対する生活保護費変更に関する処分を取り消すとの裁決を求める。

###### (2) 審査請求の理由

ア 度重なる生活扶助費の改定により、憲法第25条で保障された「健康で文化的な生活」ができない。

イ この間の生活扶助費の改定は、生活保護利用者の生活実態を無視したものであ

る。

ウ 2020年10月の保護費基準の改定は2018年10月、2019年10月に続く3段階目で、2018年基準改定の最終年である。2018年基準改定については、2018年11月30日に提起した審査請求において述べているとおりである。2018年基準改定の元の基準は2013年基準で、それは2008年基準から平均6.5%・最大10%削減したもので、その結果2020年10月扶助費は2008年基準の91.8%になり、審査請求に至った。

エ 弁明書5「本件処分の内容および理由」(2)について。

たしかに、2018年、2019年の改定時の保護決定(変更)通知書4 変更理由が「基準改定による」から「生活保護法による保護の基準の改定。詳細は別添による」と、若干文言が変わり、「生活基準額計算根拠」が添付された。

しかし、行政手続法第14条が求める「不利益処分の理由の提示」を満たしているとは言い難い。

「生活保護法による保護の基準の改定。詳細は別添による」は「基準改定による」と同義語であり、別添資料「生活基準額計算根拠」は、「基準改定による」を金額に置き換えただけで、基準改定の結果を示したにすぎない。

また、「四季」では「大変わかりにくい計算」と記されているように、生活保護利用者はもとより市民が見ても理解できない「ケースワーカーのみが知る」資料でしかない。

本件において審査請求者は、行政手続法第14条の求める不利益処分の理由とは、厚生労働省の言う「一般低所得世帯の消費実態(年齢、世帯人員、居住地域別)との均衡を図り生活扶助基準の見直し(増減額)を行う」(平成30年9月4日、生活保護関係全国係長会議資料11ページ)ものとする。同時に一般低所得世帯の消費実態、エビデンスも明らかにしたものでなければならぬと認識している。

よって、処分庁は審査請求人・生活保護利用者に対して、行政手続法第14条による不利益処分の理由の提示を行っていない。

## 2 処分庁の主張

(1) 本件処分は、厚生労働大臣が定める生活保護の基準(令和2年8月27日付け厚生労働省告示第302号)による改定後の厚生労働大臣の定める基準(昭和38年厚生省告示第158号)に基づいて行った適正な処分である。

(2) 本件は、生活扶助額で減額しているため、不利益処分に該当する。処分庁は、本件保護変更決定により行政手続法第14条第3項に基づき、変更決定の理由を令和2年9月23日付け〇〇〇〇第404662号において4(保護)変更の理由を審査請求人に対して通知しており手続的違法性もない。

## 第5 審理員意見書の要旨

## 1 意見の趣旨

本件審査請求は、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

## 2 理由

### (1) 処分の実体的な適法性について

ア 本件処分の理由欄には「基準改定による。」との記載がされており、保護の基準の改定を保護変更の理由の一つとした処分である。

イ 法第 8 条第 1 項は、生活保護における基準の設定を厚生労働大臣に委任し、同委任に基づき保護の基準が定められている。この保護の基準は一部改定され、改定された保護の基準は令和 2 年 10 月 1 日から適用されることとなった。この改定では、本件処分の保護変更に関して別表第 1 第 1 章の生活扶助基準の基礎部分をなす基準生活費の規定が改定された（丙第 1 号証）。

審査請求人は、度重なる生活扶助費の改定により、憲法第 25 条で保障された「健康で文化的な生活」ができない旨主張するが、法に基づき厚生労働大臣に委任されている保護の基準の設定について審査庁はその適否を判断する権限を有しないと解されることから、改定された保護の基準を前提に処分の適法性を検討する。

ウ 審査請求人は、〇〇〇〇市に居住する〇〇〇〇歳の一人世帯に属するものであり、審査請求人について改定後の保護の基準別表第 1 第 1 章を適用した場合、審査請求人の基準生活費は、

「

$$44,000 \text{ (第 1 類費)} \times 1.0000 \text{ (逡減率)} + 27,690 \text{ (第 2 類費)} + 1,900 \text{ (経過的加算)} = 73,590 \text{ 円}$$

(※10 円未満の端数は、当該端数を 10 円に切り上げる。)

」と

なる。

上記金額は本件処分の基礎となった保護決定調書（乙第 4 号証）の額と合致しており、本件処分は改定後の保護の基準に基づき基準生活費を適正に算定して行ったものであり、この点に違法は認められない。

エ その他保護変更の理由に記載された事項を含めても本件処分の実体面に違法な点は認められない。

### (2) 処分の手続的な適法性について

ア 本件処分の処分通知には、「生活保護法による保護の基準の改定。詳細は別添による。」との理由が付記されるとともに、「生活基準額計算根拠」と題する書面が添付されている（乙第 1 号証）。理由の付記については、行政手続法第 14 条第 1 項と同じく、法第 24 条第 4 項もこれを求めているが、行政手続法の適用除外の例外として法第 29 条の 2 が行政手続法第 14 条を特に定めていることに鑑み、理由の記載方法

の適法性については同条第1項に反しないかを検討する。

この点、行政手続法第14条第1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名あて人に示さなければならないとしているのは、名あて人に直接に義務を課しまたはその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名あて人に知らせずして不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものである。どの程度の理由を提示すべきかは、上記の趣旨に照らして、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否および内容ならびに公表の有無、当該処分の性質および内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである。

これを本件についてみると、本件処分に関連し改定のあった保護の基準の生活扶助基準（別表第1）のうちの基準生活費（第1章）は、年齢別、世帯構成別および所在地域別に一定額が算出される内容のものであり、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれは想定し難い。

また、保護の基準は厚生労働省の告示として公表されている一方、「生活基準額計算根拠」と題する書面には、基準生活費の認定の基礎となる世帯員の年齢、世帯構成等が記載されるとともに、改定後の保護の基準別表第1第1章を審査請求人に適用した場合の基準生活費算出の計算過程が記載されており、審査請求人において基準改定による変更の適否について検証が可能な内容となっている。

したがって、「生活保護法による保護の基準の改定。詳細は別添による。」との理由を付記した上で、「生活基準額計算根拠」と題する書面を添付した本件処分について、行政手続法第14条第17項の要件を欠く違法があるとは認められない。

イ 審査請求人は、添付資料は基準改定の結果を示したにすぎず、「一般低所得世帯の消費実態（年齢、世帯人員、居住地域別）との均衡を図り生活扶助基準の見直し（増減額）を行う」という、基準改定そのものの理由を根拠を示して具体的に付記すべきである旨主張するが、上記(1)イのとおり保護の基準の設定は厚生労働大臣への委任事項であることに鑑みると、処分の理由として基準改定そのものの理由を提示することまでは求められていないと考えられる。

したがって、審査請求人の上記主張は採用できない。

(3) その他、本件処分に違法または不当な点は認められない。

3 よって、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

## 第6 審査庁の裁決の考え方

本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。理由は、「第5 審理員意見書の要旨 2 理由」記載のとおり。

## 第7 審査会の判断

### 1 審理員の審理手続について

本件審査請求については、審査請求人に対する「弁明書の送付および反論書等の提出について」の通知、「当該処分理由となる事実を証する書類その他の物件の提出について」の通知、「審理手続の併合について」の通知、「口頭意見陳述の実施について」の通知、「審理手続の分離決定について」の通知および「審理手続の終結等について」の通知、処分庁から審理員に提出された物件の写しの送付などのとおり、審理員による審理手続は適正に行われたものと認められる。

### 2 審査会の判断理由について

(1) 生活保護法は、保護の実施機関は、保護の変更を必要とすると認めるときは決定を行い、書面によって被保護者に通知しなければならないと、その通知書には理由を付さなければならないとし（生活保護法 24 条 1 項、同条 2 項および 25 条 2 項）、行政手続法は、不利益処分をする場合には、名宛人に対し、当該不利益処分の理由を示さなければならない旨を規定している（行政手続法 14 条第 1 項）。

(2) 行政処分における理由付記の内容および程度については、いずれの法律にも特段の定めはないものの、行政手続法第 14 条第 1 項に基づく理由付記の内容および程度については、最高裁判所平成 23 年 6 月 7 日第三小法廷判決（民集 65 卷 4 号 2081 頁）によれば、「不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される」、「同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである」とされている。

また、同判決では、①いずれの処分を選択するかは処分行政庁の裁量に委ねられていること、②処分基準が公にされていること、③処分基準の内容が複雑なものであることを指摘し、さらに④重大な不利益処分であることについても言及した上で、「処分の原因となる事実と、・・・処分の根拠法条とが示されているのみで、本件処分基準の適用関係が全く示されておらず、その複雑な基準の下では、上告人 X 1 において、上記事実及び根拠法条の提示によって処分要件の該当性に係る理由は相応に知り得るとしても、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって免許取消処分が選択されたのかを知ることはできないものといわざるを得ない。このような本件の事情の下においては、行政手続法 14 条 1 項本文の趣旨に照らし、同項本文の要求する理由提示としては十分でないといわなければならない、本件免許取消処分は、同項本文の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であるというべきであって、取消しを

免れないものというべきである。」と判示されている。

(3) なお、行政手続法第 14 条第 1 項に基づく理由付記の内容および程度について、東京高等裁判所平成 25 年（行コ）第 39 号判決によれば、「・・・しかしながら、本件各処分は、保護基準の改定に伴って、当該基準どおりの処分を行うものであり、・・・上記通知書の記載とそれ以前の通知書をみるなどすれば、少なくとも通知を受けた段階で、保護基準の改定により給付が減額されることは判明し、さらに平成 17 年 3 月 31 日には改定された保護基準の内容が告示により明らかにされていること（乙 40 の 1）にも鑑みれば、保護者による不服申し立ての便宜を著しく損なうものであったとまでいうことはできない。したがって、上記各通知書に保護基準変更の理由として「基準改定」としか記載されていなかったからといって、それによって法が通知書に理由を付記しなければならないとした趣旨を没却し、また、行政手続法 14 条 1 項の要件を欠くものとして、違法であると評価することはできない。」と判示されている。

(4) これを本件処分についてみると、本件処分の理由には、「生活保護法による保護の基準改定。詳細は別添による。」との理由が付記されるとともに、「生活基準額計算根拠」と題する書面が添付されているため、このような理由の記載は、法律が求める理由付記の基準を満たしているか否かについて検討する。

本件処分における基準改定による保護の変更は、厚生労働大臣が定める基準の改定に従って一律に行われたものであることから、どのような処分を選択するかについて処分庁の裁量に委ねられていたとは言えず、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれは想定しがたい。生活保護に係る処分基準は、告示された保護の基準以外にも次官通知、局長通知、課長通知等が存在し、保護の基準本文の「特別の基準」が局長通知の中で設定されているなど複雑なものとなっているが、これらの基準は公表されていること、また、本件処分においては、前述の通知文の記載に加え、基準改定の個別の適用結果について「生活基準額計算根拠」と題する書面が添付されていることから、これらにより、本件処分において処分基準のうちどの要素の変更によって最低生活費が変動したのかを審査請求人は一定知ることができると思料される。

(5) このことについて、審査請求人は、添付資料は基準改定の結果を示したにすぎず、本件処分において付記すべき理由として、「一般低所得世帯の消費実態（年齢、世帯人員、居住地域別）との均衡を図り生活扶助基準の見直し（増減額）を行う」ものであることと併せて、一般低所得世帯の消費実態、エビデンスも明らかにしたものでならない旨主張するが、前述の最高裁判所の判例および東京高裁裁判所の判示するところに照らせば、処分基準の適用関係がわかり、不服の申立てに便宜を損なうものでなければ法の要件を欠くものとは言えず、本件処分の理由として基準改定の根拠を提示することまでは求められていないと解するのが相当である。

(6) その他、介護保険料加算および特別徴収の認定額については、保護決定（変更）通知書あるいは保護決定（変更）通知書および「生活基準額計算根拠」と題する書面に

認定額が明記されており、保護決定（変更）通知書および「生活基準額計算根拠」と題する書面をもって、介護保険料加算および特別徴収の認定額を審査請求人が知ることができると思料される。

(7) 以上のとおり、本件処分の通知の記載は、法律が求める理由付記として不十分なものとは言えず、理由付記に違法があるとは認められない。

(8) 次に、審査請求人は、審査請求書等および審査会に対する口頭意見陳述において、度重なる生活扶助費の改定により、憲法第 25 条で保障された「健康的な生活」ができないことおよび改定は生活保護利用者の生活実態を無視してされたものであることを主張するので、この点について検討する。

生活保護における扶助費の額は、厚生労働大臣がその基準を定めるものであるところ、審査請求書、反論書、陳述書等における審査請求人の主張の全趣旨に徴すれば、審査請求人は、本件処分に対する審査請求において、当該基準の内容が憲法および法律に違反するものであると主張しているものと解される。

この点、当審査会の答申は、審査庁からの諮問により、生活保護法の規定や処分基準に基づき本件処分が適正になされているか否かについて検討を行い、その結果により当該処分を取り消すべきか否かを審査庁に答申するものであって、本件処分基準が違法であるか否かを検証するものではないことから、当審査会はかかる主張につき判断することはできない。

### 3 結論

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第 8 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和 3 年 6 月 4 日	・ 審査庁から諮問を受けた。
令和 3 年 9 月 14 日 (第 24 回審査会)	・ 個別事案としての審議および調査審議の併合を行った。
令和 3 年 10 月 19 日 (第 25 回審査会)	・ 審査庁の口頭説明および審査請求人代理人等による口頭意見陳述を行った。
令和 3 年 11 月 29 日 (第 26 回審査会)	・ 答申案について審議を行った。
令和 4 年 1 月 17 日 (第 27 回審査会)	・ 答申案について審議を行った。

滋賀県行政不服審査会第一部会

委員（部会長） 佐 伯 彰 洋

委員 西 川 真美子

委員 大 谷 雅 代